

## 2. 個別事業の内容について

### (1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	当該事業の 事業比率
公1	奨学金給付事業	99.5%

#### [1] 事業の概要について(注1)

##### (1) 目的

当奨学会は国際社会で活躍し、貢献できる人材を育成する事業を行い、世界の平和及び経済成長並びに人々の幸福に寄与することを目的として設立しました。

主な事業の内容として本邦及び海外において奨学金給付事業を行うこととしています。奨学金は大学奨学金として、学業に優れ、かつ健康で品行方正、高い志を持ちながらも、経済的支援を必要とする大学生に対し給付を行い、将来国内外で社会貢献できる優秀な人材を育成することを目的としています。ア～ウの事業は、共通の目的を達成する手段と位置づけられることから一つにまとめた。

##### (2) 事業

###### ア. 国内奨学金給付事業

###### 【事業内容】

学業に優れ、かつ健康で品行方正、高い志を持ちながらも、経済的支援を必要とする大学生に対し、上記目的を達成しうる人材の育成を目的とし奨学金を給付する。

###### 【給付内容】

奨学金は大学奨学金とする。奨学金の給付額は1名につき月額120,000円、年額1,440,000円支給する。7名支給(2015年度実績)

###### 【給付対象者】

給付規定3条に該当する者

給付規定

###### (給付の対象)

第3条 大学奨学金(以下「奨学金」という。)の給付を受けることのできる者は、大学に在学する学生であって、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 高い志を持ち、品行が正しく、学業が優れ、かつ、健康である者
- (2) 本会定款第3条に規定する目的に貢献すると認められる者
- (3) 本会定款第4条に規定する国際交流に参加できると認められる者
- (4) 経済的支援が必要であると認められる者

###### 【募集方法】

毎年1回ホームページへの掲載により公募、周知方法は首都圏の大学すべてに来年度の募集要綱を送付し掲載していただいています。

###### 【選考方法】

###### (1) 一次選考

・書類審査 すべての書類について有識者からなる選考委員会(注1)に諮り、選考基準に則り選考する。

・審査結果 合格者本人のみに電子メールにて通知する。(不合格者には通知しない。)

###### (2) 二次(最終)選考

・面接 当会が指定する日に面接を行う。一次審査合格者一人に対し選考委員6名(前年度実施実績)で行う。

・最終選考結果 採用の可否を電子メールおよび書面にて通知する。

(注1) 選考委員: 理事会で選任。現委員は別添のとおり。

###### 【選考結果及び給付事業の実績】

平成元年奨学会設立以降の実績(平成21年より一般財団法人)

###### (給付予定人数10名)

平成27年度(26期生)	選考結果	7名
平成26年度(25期生)	選考結果	7名
平成25年度(24期生)	選考結果	7名
平成24年度(23期生)	選考結果	8名
平成23年度(22期生)	選考結果	10名
平成22年度(21期生)	選考結果	10名

平成21年度(20期生)	選考結果	6名
設立20周年記念	選考結果	32名
・東京都、神奈川県在住の高校生を対象とした奨学金給付事業		
平成20年度(19期生)	選考結果	9名
平成19年度(18期生)	選考結果	7名(18期生後期)選考結果6名
平成18年度(17期生)	選考結果	10名(17期生後期)選考結果6名
平成17年度(16期生)	選考結果	6名(16期生後期)選考結果6名
平成16年度(15期生)	選考結果	10名(15期生後期)選考結果9名
平成15年度(14期生)	選考結果	6名(14期生後期)選考結果6名
平成14年度(13期生)	選考結果	10名(13期生後期)選考結果6名
平成13年度(12期生)	選考結果	10名
平成12年度(11期生)	選考結果	7名
平成11年度(10期生)	選考結果	6名
平成10年度(9期生)	選考結果	9名
平成9年度(8期生)	選考結果	10名
平成8年度(7期生)	選考結果	12名
平成7年度(6期生)	選考結果	10名
平成6年度(5期生)	選考結果	11名
平成5年度(4期生)	選考結果	9名
平成4年度(3期生)	選考結果	8名
平成3年度(2期生)	選考結果	7名
平成2年度(1期生)	選考結果	7名

#### イ. 海外奨学金給付事業

##### 【事業内容及び経緯】

オレゴン大学の知人の紹介によりベトナム及びラオスを訪問後交流を開始しました。ベトナム大学改革プロジェクトチームの一員である知人の影響もあり、平成元年設立以来タンタイ大学、ラオス国立大学等へも国内奨学金同様の目的をもって奨学金給付事業を行っております。

##### 【給付内容】

奨学金は大学奨学金とする。支給額の内訳は事業計画書2.のとおり。

##### 【給付対象者】

給付規定第3条に該当する者

##### 【募集方法】

各大学に一任する。募集方法の決定後、理事長に報告する。

##### 【選考方法】

各大学に一任する。選考方法の決定後、理事長に報告する。

##### 【給付事業の実績】

- ・タンタイ大学 年額US\$10,000(平成2年から継続中)  
(平成元年設立時からの継続事業)
- ・ラオス国立大学 年額US\$10,000(平成2年から継続中)  
(平成元年設立時からの継続事業)
- ・財団法人ラオス教育奨学会 年額US\$10,000(平成19年から継続中)
- ・Bounchan Toulavong 年額US\$700(平成19年から継続中)
- ・ベトナム国立大学ハノイ校 年額US\$10,000(平成19年から継続中)

#### ウ. 交流活動事業

##### 【内容】

1. 国内学生への奨学金の手渡し支給(毎月)と交流会(毎月)を行い国際交流を図る。給付期間中は、各自の研究テーマの定期報告会を開催し、お互いの情報交換を行う。交流会には奨学会OG・OBを招き、現奨学生との交流を図る。
2. 奨学会OG・OBと継続的に交流活動を行う。(年1回)現奨学生も招き、奨学会OG・OBとの交流活動の場とする。

##### (3) 財源等

一般寄付金を財源とする。

〔 2 〕 事業の公益性について

定款（法人の事業又は目的）上の根拠		第 4 条第 1 項第 1 号
事業の種類 （別表の号）	（本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。）	
1	本事業は、国際社会で活躍し貢献する人材育成のために、奨学金事業を実施するものであって、優れた人材を育成し、公益に寄与するのである、「学術の振興を目的とする事業」に該当する者と考えられる。	
2	本事業は、学部問わず選考しているため、広く芸術を含む人文科学の学部の学生への支給実績もある点で「文化および芸術の振興を目的とする事業」とも関連すると考える。	
6	本事業は、前号と同じく医学部学生への支給実績もあるという点で「公衆衛生の向上を目的とする事業」とも関連すると考える。	
（本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください（注 2）。）		
<p>チェックポイント事業区分</p> <p>（下欄 ボタンをクリックして、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその下に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。）</p>		<p>チェックポイントに該当する旨の説明</p> <p>（左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するようどのように事業を行うのかがわかるように記載してください。）</p>
(13) 助成（応募型）		
<p>区分ごとのチェックポイント</p> <p>1. 当該助成が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2. 応募の機会が、一般に開かれているか。</p> <p>3. 助成の選考が公正に行われることになっているか。 （例：個別選考に当たって直接の利害関係者の排除）</p> <p>4. 専門家など選考に適切な者が関与しているか。</p> <p>5. 助成した対象者、内容等を公表しているか。（個人名又は団体名の公表に支障がある場合、個人名又は団体名の公表は除く。）</p> <p>6. （研究や事業の成果があるような助成の場合、）助成対象者から、成果についての報告を得ているか。</p>		<p>国内奨学金給付事業</p> <p>1. 当奨学会は定款に、国際社会で活躍し、貢献できる人材を育成する事業を行い、世界の平和及び経済成長並びに人々の幸福に寄与することを目的として設立した旨を明記し、主な事業として本邦及び海外において奨学金給付事業を行う事としています。また、事業目的をホームページで公表しております。</p> <p>2. 毎年 1 回ホームページへの掲載により公募、周知方法は首都圏の大学全てに来年年度の募集要綱を送付し掲載していただいております。</p> <p>3. （1）一次選考 選考審査基準に則り、選考委員（注 1）に対してすべての申請書類と送付して選考してもらっている。直接の利害関係者は採択から排除している。（2）二次（最終）選考 当会が指定する日に面接を行う。一次審査合格者一人に対し選考委員 5 名（前年度実績）で行う。（注 1）選考委員：理事会で選任。現委員は別添のとおり。</p> <p>4. 選考委員は、OG・OB を含めて幅広い見識者を選任している。</p> <p>5. 給付実績はホームページで掲載予定。今後は個人の上承を得て個人名は公表予定。</p> <p>6. 国内学生への奨学金の手渡し支給（毎月）と交流会（毎月）を行い国際交流を図る。支給期間中は、各自の研究テーマの定期報告会を開催し、お互いの情報交換を行う。交流会には奨学会 OG・OB を招き、現奨学生との交流会を図る。また、奨学会 OG・OB と継続的に交流活動を行う。（年 1 回）現奨学生も招き、奨学会 OG・OB との交流会の場とし現在の状況など活動状況の交換の場にも活用する。</p> <p>その他説明事項</p> <p>海外奨学金給付事業</p> <p>1. 当奨学会は定款に、国際社会で活躍し、貢献できる人材を育成する事業を行い、世界の平和及び経済成長並びに人々の幸福に寄与することを目的として設立した旨を明記し、主な事業として本邦及び海外において奨学金給付事業を行う事としています。また、事業目的をホームページで公表しております。</p> <p>2. 毎年 1 回、タンタイ大学 年額 US \$ 10,000 ラオス国立大学 年額 US \$ 10,000 財団法人 ラオス教育奨学会 年額 US \$ 10,000 Boun</p>

	<p>chan Toulavong 年額US\$700 ベトナム国立大学ハノイ校 年額US\$10,000 を大学奨学金として給付し、国内奨学生と同じく給付規定第3条に該当する者を給付対象者とし各大学へ周知徹底をお願いしております。</p> <p>3. 選考方法は各大学に一任しております。募集方法の決定後、結果の報告を得ています。</p> <p>4. 選考委員等は各大学に一任し、選考委員等決定後、結果の報告を得ています。</p> <p>5. 給付実績はホームページで公表予定。今後は、個人の了承を得て個人名を公表予定。</p> <p>6. 各大学から定期的に対象者からの成果実績の報告を得ています。</p>
(4) 体験活動等	
区分ごとのチェックポイント	
<p>1. 当該体験活動等が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2. 公益目的として設定されたテーマを実現するためのプログラムになっているか。(例：テーマで謳っている公益目的と異なり、業界団体の販売促進や共同宣伝になっていないか)</p> <p>3. 体験活動に専門家が適切に関与しているか。</p>	<p>交流活動事業</p> <p>1. 当奨学会は定款に、国際社会で活躍し、貢献できる人材を育成する事業を行い、世界の平和及び経済成長並びに人々の幸福に寄与することを目的とした旨を明記し、主な事業として本邦及び海外において奨学金給付事業を行う事としています。また、国内奨学生への奨学金の手渡し(毎月)と交流会(毎月)を行い、交流活動事業を行う事としています。事業目的はホームページで公表しています。</p> <p>2. 国内奨学生への手渡し支給(毎月)と交流会(毎月)を行い、国際交流を図る。支給期間中は、各自の研究テーマの定期報告会を開催し、お互いの情報交換を行う。これにより他分野の知識、情報を得られることにより、国内外で社会貢献できる優秀な人材を育成することを目的としています。交流会には奨学会OG・OBを招き、現奨学生との交流を図ります。また、奨学会OG・OBと継続的に交流活動を行います。(年1回)現奨学生も招き、奨学会OG・OBとの交流の場とし現在の状況など活動状況の交換の場にも活用します。</p> <p>3. 奨学会OG・OB、役員、選考委員には幅広い見識者があり、年1回の交流会には全員に参加を募っております。多数の参加をいただき活発な意見交換が行われております。</p>
	その他説明事項

〔3〕本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注3)

許認可等の名称	
根拠法令	
許認可等行政機関	

注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分が分かるように記載してください。

注2 「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。

注3 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。